

本号で公布された条例のあらまし

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 国の生活対策（追加経済対策）における生活安心確保対策、雇用セーフティネット強化対策等の実施に伴い、基金の造成及び拡充を図ることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年2月26日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第1号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県財政調整基金の項の前に次のように加える。

長野県消費者行政活性化基金	消費者行政の活性化を図る。	消費者行政の活性化に要する費用の財源に充てる。
---------------	---------------	-------------------------

別表の長野県減債基金の項の後に次のように加える。

長野県地域活性化・生活対策臨時基金	地域活性化又は生活対策に関する施策の推進を図る。	地域活性化又は生活対策に関する施策の推進に要する費用の財源に充てる。
-------------------	--------------------------	------------------------------------

別表の長野県障害者自立支援対策臨時特例基金の項中「運用」の次に「並びに福祉及び介護を担う人材の確保」を加え、同項の次に次のように加える。

長野県安心こども基金	子育て支援の推進を図る。	子育て支援の推進に要する費用の財源に充てる。
長野県妊婦健康診査支援臨時特例基金	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る。	妊婦に対する健康診査に要する費用の財源に充てる。

別表の長野県環境自然保護基金の項の後に次のように加える。

長野県ふるさと雇用再生特別基金	安定的な雇用の機会の創出を図る。	安定的な雇用の機会の創出に要する費用の財源に充てる。
長野県緊急雇用創出基金	緊急に一時的な雇用及び就業の機会の創出を図る。	緊急に一時的な雇用及び就業の機会の創出に要する費用の財源に充てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生活文化課消費生活室

規 則

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年2月26日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第3号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(17)のサを同シとし、同エからコまでを同オからサまでとし、同ウの次に次の事項を加える。

(イ) 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号）の規定に基づく次の事項（(カ)から(ミ)まで、(ラ)（事業計画書に係る変更の届出に限る。）、(ハ)（事業計画書に係る勧告に限る。）、(モ)から(ヨ)まで及び(ル)（同条例第49条の規定による勧告に係る公表に限る。）においては同条例第31条第1号から第3号まで、第5号、第7号、第9号、第11号及び第12号に規定する許可（同条例第1号、第2号、第11号及び第12号においては最終処分場及び焼却施設に係るもの除く。）に係るものに限る。）

(ア) 第7条の規定による改善命令

(イ) 第10条の規定による改善命令

(ウ) 第12条の規定による勧告

(エ) 第15条の規定による勧告

(オ) 第17条の規定による勧告

(カ) 第19条の規定による勧告

(キ) 第23条の規定による改善命令

(ク) 第24条第1項の規定による計画書の受理

(ケ) 第24条第2項の規定による報告書の受理

(コ) 第25条の規定による事業の停止命令

(ハ) 第30条の規定による勧告

(ジ) 第32条の規定による事業計画概要書の受理

(ス) 第33条第1項の規定による公表及び縦覧

(セ) 第34条の規定による意見書の受理

(リ) 第35条の規定による通知及び公表

(タ) 第36条第3項の規定による通知の受理

(ナ) 第37条第1項（同条例第5項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画概要説明会終了報告書の受理

(メ) 第37条第2項（同条例第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び縦覧

(テ) 第37条第3項の規定による意見書の受理

- (ト) 第37条第4項の規定による勧告
- (ナ) 第38条第1項の規定による事業計画書の受理
- (ニ) 第39条第1項の規定による公表及び縦覧
- (ヌ) 第40条第2項の規定による通知の受理
- (ヌ) 第41条の規定による意見書の写しの受理
- (リ) 第42条第4項の規定による見解書及び意見書の写しの受理
- (ハ) 第42条第5項の規定による公表及び縦覧
- (ヒ) 第43条の規定による意見書の受理
- (フ) 第44条第1項の規定による通知
- (ヘ) 第44条第2項の規定による公表及び縦覧
- (ホ) 第45条の規定による公聴会の開催
- (ヲ) 第46条第1項の規定による最終見解書の受理
- (シ) 第46条第2項の規定による送付並びに公表及び縦覧
- (ル) 第47条第1項の規定による変更の届出の受理
- (ヌ) 第47条第2項の規定による勧告
- (モ) 第48条第1項の規定による廃止の届出の受理
- (ヤ) 第48条第2項の規定による公表
- (イ) 第49条第1項の規定による勧告
- (ヨ) 第49条第2項の規定による勧告
- (ホ) 第50条第1項の規定による公表（委任されている事項に係るものに限る。）
- (リ) 第50条第2項の規定による情報の提供
- (ル) 第51条の規定による公表
- (レ) 第52条の規定による報告の徴収
- (ロ) 第53条第1項の規定による立入検査及び取去
- (ヲ) 第54条第1項の規定による報告の受理
- (ヲ) 第54条第2項の規定による報告の受理

別表第3の2中「(ウ)」の次に「、エの(イ)及び(ロ)」を加え、「エの(イ)」を「オの(イ)」に、「オの(ウ)」を「カの(ウ)」に、「カの(ア)」を「キの(ア)」に、「キの(ク)」を「クの(ク)」に、「クの(ケ)」を「ケの(ケ)」に、「ケの(イ)」を「コの(イ)」に、「並びにコ」を「並びにサ」に改める。

附 則

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

行政改革課



長野県告示第91号

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）第84条の3第3項の規定により、平成21年2月16日、次のとおり、証紙代金収納計器を設置する場所の変更に係る届出がありました。

平成21年2月26日

長野県知事 村井 仁

収納計器取扱者名	収納計器を設置する場所	
	新	旧
社団法人全国軽自動車協会連合会長野県事務取扱所	松本市平田東二丁目1番10号	
	松本市大字芳川平田字屋敷添276-7	

税務課

長野県告示第92号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成21年2月26日

長野県知事 村井 仁

1 保安林の所在場所

伊那市高遠町長藤5139の1・5154の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、5156の2、5157、5158、5160、5162、5165、5168から5171まで

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第93号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成21年2月26日

長野県知事 村井 仁